

わかる授業推進検討会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市の児童・生徒に基礎・基本を確実に身につけさせ、学力の向上を図るため、わかる授業、確かな学力の育成に向けた総合的な施策について検討することを目的に、わかる授業推進検討会議（以下「推進検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教職員の資質・指導力向上に関する事項
- (2) 研究推進・成果発表に関する事項
- (3) 指導と評価の一体化に関する事項
- (4) 教育環境の整備に関する事項
- (5) その他わかる授業の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は学校教育部長の、副会長は教育指導課長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 会長は、必要に応じ、推進会議にワーキンググループを設置し、所掌事務に関し調査、報告等を行わせることができる。
- 7 会長は、必要に応じ、所掌事項に関して関係者を召集し、報告並びに意見聴取を行わせることができる。

(会議)

第4条 会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 会長は、緊急の議題で会議を開くことができない場合には、委員に回議してこれに代えることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、学校教育部教育指導課及び教育センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

学校教育部長	
学校教育部	学事課長
	教育職員課教職員担当教職員課長
	教育指導課長
	教育支援課長
	保健体育課長
	教育センター所長
	養護教育センター所長
学 校	小学校長会代表
	中学校長会代表
	小学校教頭会代表
	中学校教頭会代表
	小学校教務主任会代表
	中学校教務主任会代表
	教職員代表

事務局

教育指導課統括指導主事
教育指導課主任指導主事
教育センター主任指導主事
教育指導課・教育センター担当指導主事